

東京都市計画東池袋四丁目 35 番地区防災街区整備事業を次のように決定する。（豊島区決定）

幅員の（ ）は全幅員を示す。

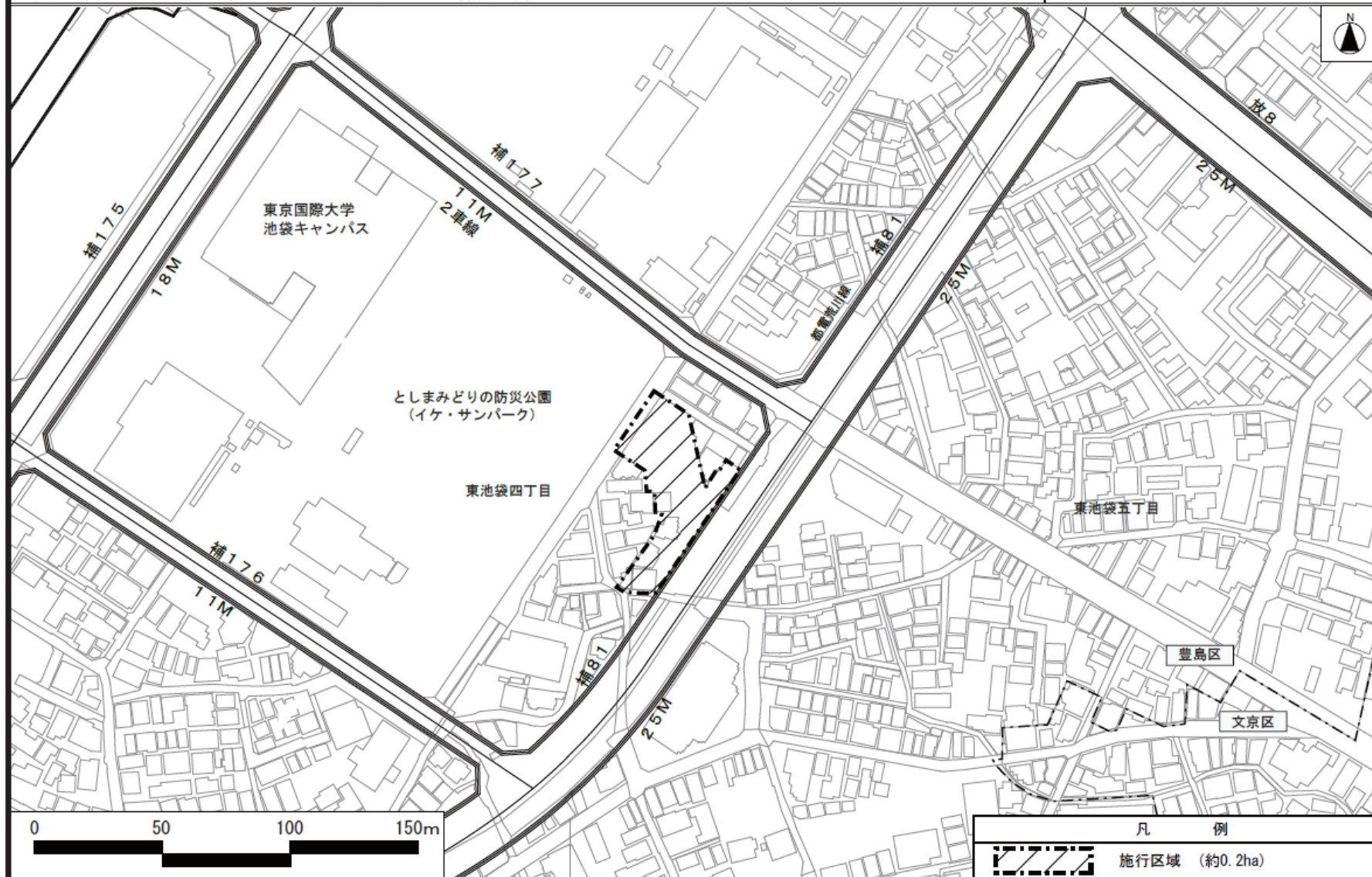
名称		東池袋四丁目 35 番地区防災街区整備事業			
面積		約 0.2ha			
公共施設の 配置及び規模	道 路	種別	名称	規模	備考
		区画道路	区画道路 A 号	幅員 3.935m（7.87m）、延長約 27m	既設
			区画道路 B 号	幅員 2.0m（3.08m）、延長約 11m	拡幅 (3.08m)
防災施設建築物の整備 に関する計画		構造	高さ	配列	備考
		鉄骨造、鉄筋 コンクリート 造、鉄骨鉄筋 コンクリート 造等による耐 火建築物とす る。	7 m 以上、37.5m 以下 （ただし、37.5m は東池 袋四・五丁目地区地区計 画に基づき、地域の安全 性及び利便性の向上に 資すると区長が認めて 許可した建築物の高さ として、1.5 倍の緩和を 受けた数値である。）	1． 防災都市計画施設(都市計画道路 補助第 81 号線)に面する敷地に おける壁面の位置は、外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界ま での水平距離を 1 m とする。 2． 防災都市計画施設(都市計画道路 補助第 81 号線)以外に面する敷 地における壁面の位置は、外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界 ※までの水平距離を 2 m とする。 ※建築基準法第 42 条第 2 項に指定された道路は、その中心線からの 水平距離 2m の線を道路境界とみなす。	
備 考		特定防災街区整備地区内にあり			

「施行区域、公共施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」
理由：特定防災機能の確保並びに土地の合理的かつ健全な利用を図るため、防災街区整備事業を決定する。

東京都市計画防災街区整備事業
東池袋四丁目35番地区防災街区整備事業

位置図

〔豊島区決定〕

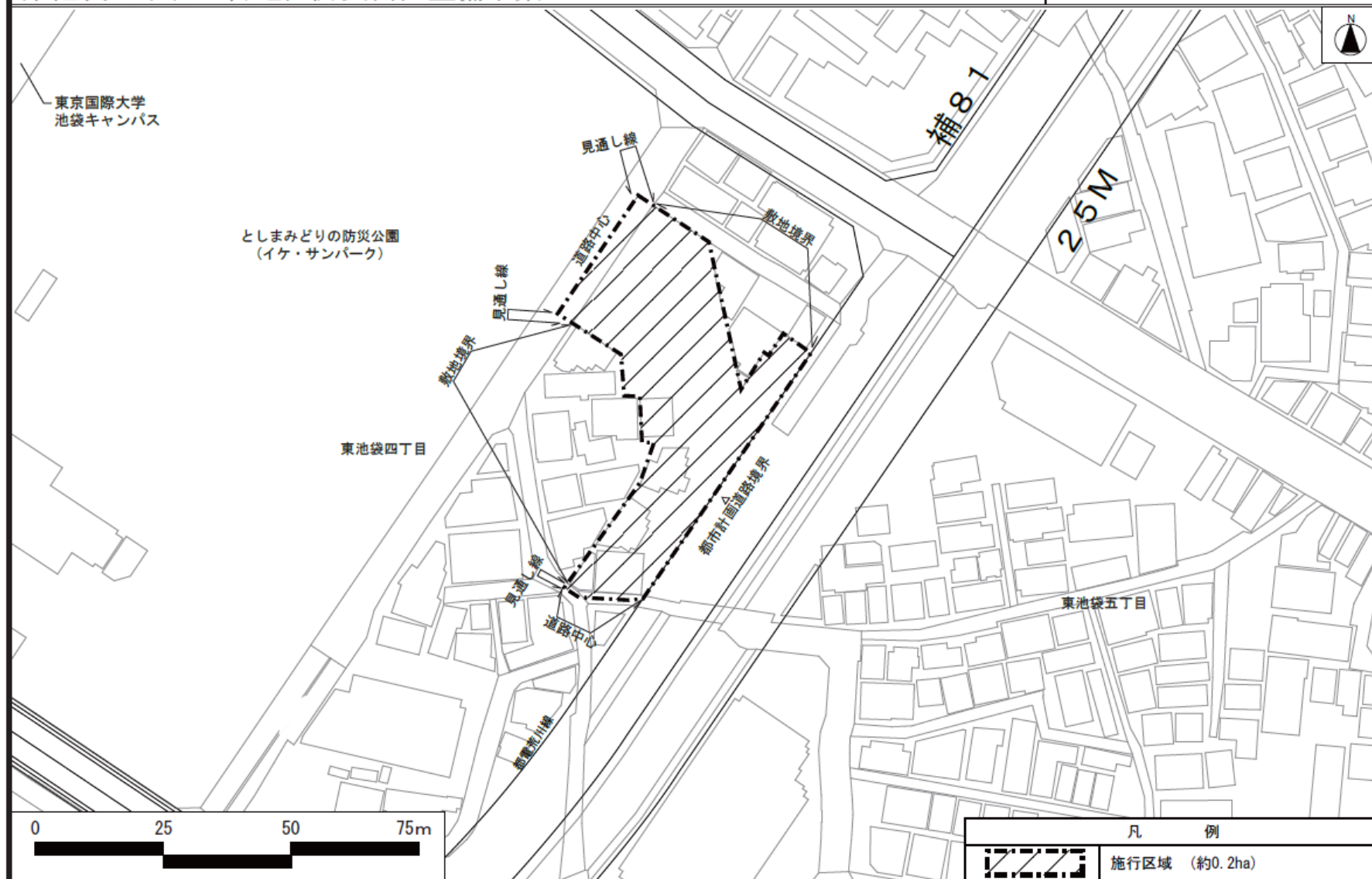


この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号: 7都市基交測第214号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号) (MMT利許第07-K116-1号)
(承認番号) 7都市基街都第194号、令和7年9月30日

東京都市計画防災街区整備事業
東池袋四丁目35番地区防災街区整備事業

施行区域図

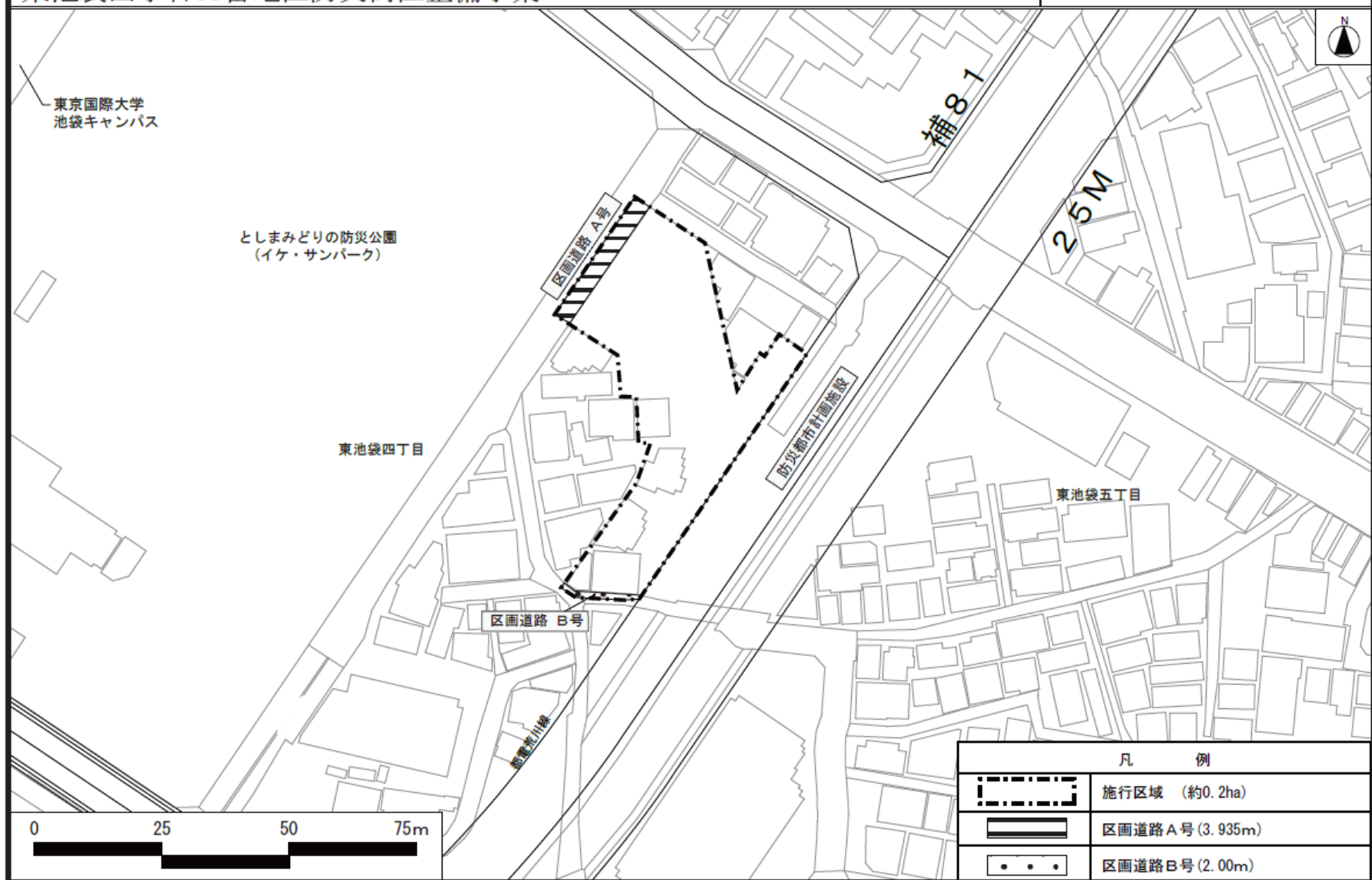
〔豊島区決定〕



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第214号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号)(MMT利許第07-K116-1号)
(承認番号)7都市基街都第194号、令和7年9月30日

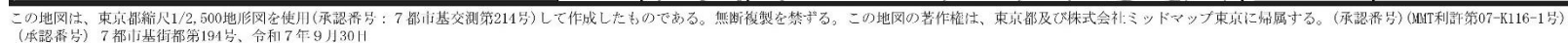
東京都市計画防災街区整備事業
東池袋四丁目35番地区防災街区整備事業

公共施設配置図 [豊島区決定]



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第214号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号)(MMT利許第07-K116-1号)
(承認番号)7都市基街部第194号、令和7年9月30日

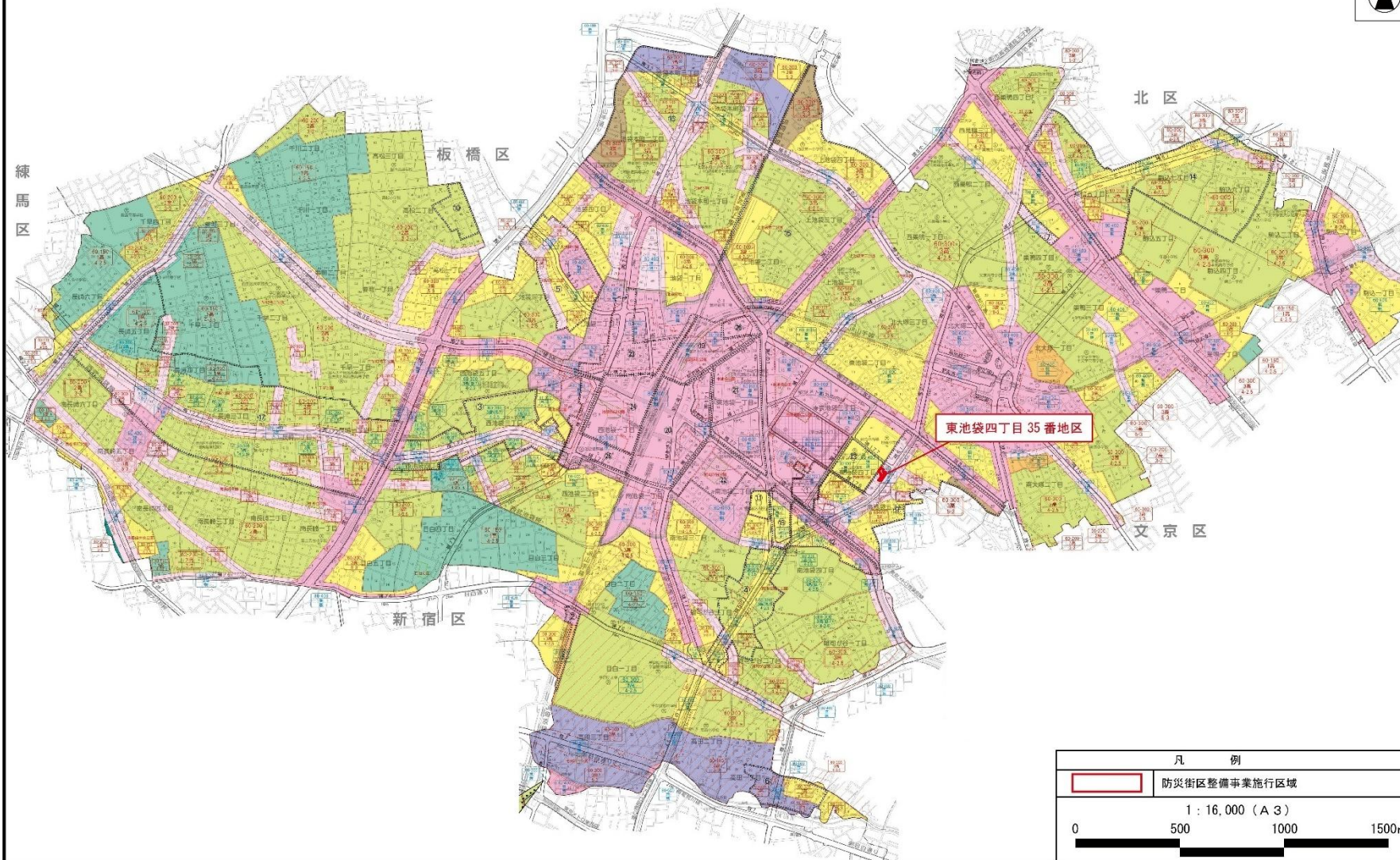
〔豊島区決定〕



東京都市計画防災街区整備事業
東池袋四丁目35番地区防災街区整備事業

総括図

〔豊島区決定〕



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第214号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号)(MMT利許第07-K116-1号)
(承認番号)7都市基街都第194号、令和7年9月30日

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画防災街区整備事業

東池袋四丁目 3 5 番地区防災街区整備事業

2 理 由

本地区を含む東池袋四・五丁目地区は、東京都防災都市づくり推進計画の基本方針において、重点整備地域に指定されており、東京都市計画防災街区整備方針において、防災再開発促進地区に位置付けられ、防災性の向上と住環境の改善を図ることを整備目標としている。

また、「豊島区都市づくりビジョン(都市計画マスタープラン)」において、都市計画道路補助第 8 1 号線の整備に併せて、建築物の建替えや共同化、不燃化を促進し、延焼遮断帯を形成するとともに、広場や道路空間の確保、狭あい道路の解消に取り組み、安全で快適な住環境の形成を目指すとしている。

東池袋四丁目 3 5 番地区は補助第 8 1 号線の沿道に位置し、接道していない宅地や狭小な宅地で個別建替えが困難な老朽建築物があり、未利用地も存在するため防災上の課題を抱えている。また、建築基準法上の道路ではない幅員が狭い通路が存在し、建物倒壊時の安全な避難が困難であることが課題となっている。さらに地域住民の高齢化や新住民の流入・増加に伴う住民の交流の場の減少も課題となっている。

これらの課題に対応するため、東池袋四・五丁目地区地区計画の内容に即し、防災街区整備事業により建物の不燃化による延焼遮断帯の形成、補助第 8 1 号線とイケ・サンパークを結ぶ避難路となる歩行者通路の整備、建物共同化により接道していない宅地や狭小宅地の解消など、地域の防災性向上を図る。さらに、補助第 8 1 号線側建物 1 階に店舗を設け、商業を通じた地域の活性化を促進するとともに、地域住民の交流の場としても活用する。

こうしたことを背景に、当事業の施行区域及びその周辺の密集市街地における特定防災機能の確保並びに施行区域における土地の合理的かつ健全な利用が図られるよう、東池袋四丁目 3 5 番地区約 0.2 ヘクタールについて、防災街区整備事業を決定するものである。